

(設置)

第1条 日本体力医学会（以下「本学会」）に編集委員会（以下「委員会」）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事業を行う。

- (1) 本学会会員の研究成果を国の内外に広く普及させる。
- (2) 本学会員に有益なスポーツ医科学・健康科学・体力科学等の関連情報を提供する。
- (3) その他

(組織)

第3条 委員会は、理事会が承認する委員をもって構成する。

- (1) 委員会には、和文誌「体力科学」担当編集委員会と英文誌「The Journal of Physical Fitness and Sports Medicine (JPFMS)」担当編集委員会を置く。
- (2) 理事会で指名された理事が委員長または副委員長を務め、委員会審議事項を理事会において報告する。
- (3) 和文誌および英文誌担当編集委員会は、原則としてそれぞれ編集委員長、副編集委員長、編集委員および庶務担当編集委員から構成される。
- (4) 和文誌担当編集委員は当面、英文誌担当編集委員を兼ねる。
- (5) 委員長は、原則として評議員の中から 30 余名の編集委員を委嘱するが、外国人を JPFMS 担当編集委員に委嘱する場合はこの限りではない。
- (6) 編集委員の要件については附則に定める。
- (7) 委員会は、委員長が年 2～4 回召集・開催するのを原則とする。但し、緊急を要する場合には電子メール・電話等を介した委員会を開催することができるものとする。
- (8) 委員会は、委員の過半数の参加をもって成立する。
- (9) 委員長並びに委員の任期は 2 年とするが、再任を妨げない。
- (10) 委員長、委員の任期中であっても、編集業務に支障ある場合は委員の交替ができる。
- (11) 委員の欠員が生じた場合、または委員の補充が必要になった場合、新たな委員を加えることができる。但し、任期は当該委員会の残余の期間とする。

(原稿の投稿)

第4条 原稿の投稿

- (1) 「体力科学」と「JPFMS」の投稿規定についてはそれぞれ別に定める。
- (2) 「体力科学」に投稿された総説、原著、ノート、資料、事例報告（症例報告）の各論文は、J-STAGE オンライン投稿審査システムを用いる。
- (3) 「JPFMS」に投稿された Regular Articles、Short Communications、Reviews、Short Reviews（依頼も含む）は、J-STAGE オンライン投稿審査システムを用いる。
- (4) 「体力科学」に依頼された総説原稿、教育講座、地方会抄録、その他（Letter to the Editor、議事録、学会

記事、会報など）および「JPFSM」（Correction など）は、編集事務局（鶴岡印刷株式会社内：hj-tairyoku@turui.co.jp）に E-mail を用い添付ファイルとして投稿する。

（５）論文掲載料は、和文誌、英文誌其々の投稿規定に記されている。

（６）「体力科学」と「JPFSM」の論文は原則として以下のように定義する。

- １）原著：独創的研究で新しい事実と価値ある結論を有するもので、体力科学・スポーツ医学の進歩に貢献するものとする。
- ２）ノート：原著より短い、新しい事実や価値ある結論が含まれるものとする。
- ３）資料：適切な分析法または調査法による有用な結果が含まれ、公表することにより体力科学・スポーツ医学の分野において会員の研究・実践活動に有用な情報を含むものとする。
- ４）事例報告（症例報告を含む）：運動・スポーツ等による体力医学・スポーツ医学の立場からみた様々な効果または治療・指導効果等の事例報告。

（７）原稿投稿から掲載に到るまでの過程

- １）当該研究領域を 20 細目に分類し、其々 1～10 名の細目担当編集委員（以下「担当編集委員」）を置く。
 - ２）「体力科学」および「JPFSM」いずれも新規投稿論文受付から「採択」、「投稿取り下げ」または「不採択」に到る全ての過程は、J-STAGE オンライン投稿審査システムを利用する。
 - ３）当該 J-STAGE の運用・管理は編集事務局で行われる。
 - ４）新規投稿論文は、委員長により該当する担当編集委員に送られる。
 - ５）担当編集委員は適切な査読者 2 名を選出・依頼し、3 週間以内に査読結果報告を受ける。
 - ６）2 名の査読者の「判定」が不一致の場合、新たな査読者に依頼することができる。
 - ７）担当編集委員は、複数の査読意見を総括し、委員長に報告する。
 - ８）委員長は、担当編集委員および査読者の意見を参考に、「採択」、「要修正」、「不採択」の決定をする。
- （８）この規程の改正は 3 名以上の委員の発議により、委員会の議を経て理事会の承認を得ることを要する。

付則

- １．この規程は平成 24 年 9 月 15 日より施行される。昭和 48 年 3 月および昭和 56 年 1 月に制定された規約は本規程の実施にともない廃棄される。
- ２．和文誌「体力科学」および英文誌「JPFSM」の編集委員として委嘱する場合の要件
 - １）日本体力医学会に十分な理解があり、学会の学術的発展に対して貢献できること。
人格高潔にして、広い視野・常識的見識を有すること。
 - ２）特定の研究集団に偏ることなく、公平・無私であること。
 - ３）責任感が強く、的確・迅速な事務遂行能力を有すること。
 - ４）第一線のレベルで当該学問領域に精通し、グローバルな研究活動を展開していること。
 - ５）その他
- ３．法人化に伴い平成 24 年 4 月に委嘱した委員の任期を平成 27 年社員総会まで延長する。
- ４．日本体力医学会編集事務局を鶴岡印刷株式会社（997-0854 山形県鶴岡市大淀川字洞合 1-1、電話 0235-22-3120、E-mail：hj-tairyoku@turui.co.jp）内に置く。